

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日決定)
における主要な取組について
(平成18年1月～19年6月)

〔目次〕

(1) 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止 p.4

犯罪被害者等への支援の充実
配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討
「空き交番」の解消
緊急通報時の発信者位置を特定するシステムの運用
犯罪収益移転防止法の施行
犯罪被害者給付金の支給範囲の拡大
金融機関に対する本人確認の徹底
裁判手続等における犯罪被害者等の権利利益の保護
学校安全対策の推進
核物質防護規制の強化
児童虐待から子どもを守るための法整備の推進
児童虐待に対する相談体制の強化
子育て支援の推進
児童の適切な保護・養育機能の強化
化学剤による特殊災害に対応するための装備等に関する検討委員会
不正な目的による自動車の登録事項証明書の取得の防止
犯罪被害者等の支援体制の強化

(2) 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止 p.6

インターネット・ホットラインセンターの運用
インターネット上の違法・有害情報から子どもを守るための取組
教育委員会における教育相談窓口等と警察との連携の強化
インターネット・プロバイダ等における自主的違法・有害情報対策の支援
携帯電話事業者等におけるフィルタリングサービスの普及促進
24時間いじめ相談ダイヤルの設置
放課後や週末における子どもの居場所確保
青少年による薬物乱用防止のための啓発活動

(3) 国境を越える脅威への対応p.7

海外諸国との刑事共助条約の締結
 刑事共助条約の締結に向けた交渉の推進
 出入国の公正な管理を図るための法整備の推進
 薬物・銃器等社会悪物品の輸入に対する罰則水準の引き上げ
 外国から本邦に到着する積荷等に関する事項の事前報告制度の充実・義務化
 密輸取締強化のための大型監視艇の新規配備
 日中韓3か国関税局長・長官会議の開催
 日EC税関相互支援協定の仮署名
 来日外国人犯罪・人身取引等を防止するための査証審査の厳格化
 IC旅券の発給の開始
 船舶に対する乗員・乗客名簿提出の義務付け
 銃器事犯及び不法入国事犯に対する密輸・密航水際対策の徹底
 希少野生動植物の保護のための広報啓発活動

(4) 組織犯罪等からの経済、社会の防護p.10

銃器犯罪対策に係る関係省庁間の連携の強化
 銃器対策及び暴力団対策の徹底
 犯罪収益対策の推進
 ヤミ金融に対する罰則の強化
 海賊版対策事業の充実
 違法ドラッグ対策の強化
 麻薬の新規指定
 悪質な訪問販売業者等に対する処分の強化
 模倣品・海賊版対策の推進
 産業廃棄物処理に係る電子マニフェストの普及促進
 全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定による監視・啓発活動
 密漁事犯の根絶

(5) 治安回復のための基盤整備p.12

警察官の増員
 捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）の導入

DNA型鑑定の更なる精度の向上
テロ・犯罪対策のための研究開発
刑務所の過剰収容対策の推進
更生保護の充実強化を図るための改革の推進
麻薬取締体制の強化
海上保安庁職員の増員
海上保安体制の整備

(1) 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止

【犯罪被害者等への支援の充実】 内閣府

犯罪被害者等施策推進会議の下に置かれた、犯罪被害者等の支援に関する3つの検討会において、被害者等への給付の抜本的拡充、支援ネットワークの充実・強化、民間団体への援助の拡充などを盛り込んだ中間取りまとめを行った。(第1-3-)

【配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討】 内閣府

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会では、平成18年6月以降、計8回の会合を開催し、配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題を把握・整理、平成19年3月に報告書として公表。(第1-3-)

【「空き交番」の解消】 警察庁

平成19年4月までに、すべての都道府県警察において、いわゆる「空き交番」を解消するための3か年計画を達成(第1-1-)

【緊急通報時の発信者位置を特定するシステムの運用】 警察庁

平成19年4月より、一部の都道府県において、携帯電話からの緊急通報の発信者位置情報通知機能の運用を開始(第1-1-)

【犯罪収益移転防止法の施行】 警察庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律が成立し、平成19年4月1日からFIU(資金情報機関)を金融庁から国家公安委員会に移管する部分等が施行された。

【犯罪被害者給付金の支給範囲の拡大】 警察庁

平成18年4月より、「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令及び同施行規則を改正し、重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪における支給制限の緩和を実施(第1-3-)

【金融機関に対する本人確認の徹底】 金融庁

本人確認法施行令の改正を行い、10万円を超える現金送金等を行う際に、金融機関に送金人の本人確認等を義務付ける(平成19年1月4日から実施)とともに、その周知・広報に努めた。(第1-2-)

【裁判手続等における犯罪被害者等の権利利益の保護】 法務省

犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の新設等の法整備を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、平成19年6月に成立した。(第1-3-)

【学校安全対策の推進】 文部科学省

平成14年度から、学校安全の充実に総合的に取り組むため「子ども安心プロジェクト」を実施しており、平成19年度は新たに、通学路における子どもの安全対策を含めた危機管理マニュアルの作成・配布や通学路の安全確保のためのスクールバス活用推進事業等を実施。(第1-1-)

【核物質防護規制の強化】 文部科学省

原子炉等規制法令改正による核物質防護規制の強化に伴い、平成19年度に核物質防護設備の強化や警備員の増員等を実施。(第1-2-)

【児童虐待から子どもを守るための法整備の推進】 厚生労働省

平成19年5月、児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の規定の整備等が行われた(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。(第1-3-)

【児童虐待に対する相談体制の強化】 厚生労働省

平成19年1月、「児童相談所運営指針」、「市町村児童家庭相談援助指針」、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」及び「子ども虐待対応の手引き」の各通知の改正を行い、児童相談所や市町村の相談体制の強化を図った。(第1-3-)

【子育て支援の推進】 厚生労働省

平成19年度から、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域をつなぐ最初の機会とするため、「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を創設した。(第1-3-)

【児童の適切な保護・養育機能の強化】 厚生労働省

平成19年度において、児童の適切な保護、支援等及び家族の再統合や養育機能の強化を図るため、地域小規模児童養護施設の推進や小規模グループケアの推進、ケア担当職員の質的・量的充実、施設等を退所する子ども等のための身元保証人確保対策事業の創設、児童自立生活援助事業の充実等を図った。(第1-3-)

【化学剤による特殊災害に対応するための装備等に関する検討委員会】 経済産業省

平成18年5月より、化学剤を用いたテロ等に対応するため、関係省庁や産業界等による委員会を開催して、各々の体制及び装備について関係者間での情報共有を図った。(第1-2-)

【不正な目的による自動車の登録事項証明書の取得の防止】 国土交通省

平成19年10月から、不正な目的による登録事項等証明書の取得を防ぐために、同証明書交付の際に、原則当該自動車の自動車登録番号とともに車台番号の明示を求めることとしている。(第1-2-)

【犯罪被害者等の支援体制の強化】 海上保安庁

平成19年4月から、犯罪被害者等の支援体制の強化等のため、本庁及び各管区海上保安本部に警務管理官1名を新たに設置した。(第1-3-)

(2) 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

【インターネット・ホットラインセンターの運用】 警察庁

平成18年6月、インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やプロバイダ等への削除要請を行うインターネット上の「ホットライン」業務の運用を開始した。(第2-2-)

【インターネット上の違法・有害情報から子どもを守るための取組】 警察庁

平成18年12月、インターネット上の違法・有害情報が子どもにもたらす弊害について幅広く議論を行ってきた「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」の最終報告書の取りまとめ(第2-2-)

【教育委員会における教育相談窓口等と警察との連携の強化】 警察庁

平成19年1月、警察と都道府県・指定都市教育委員会等の教育相談窓口との連携協

力等に関する通達を都道府県警察に発出（第2-2- ）

【インターネット・プロバイダ等における自主的違法・有害情報対策の支援】 総務省

平成18年8月、インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討した「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」の最終報告書を公表。これを受け、平成18年11月に、電気通信関連4団体によって「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」が策定された。（第2-2- ）

【携帯電話事業者等におけるフィルタリングサービスの普及促進】 総務省

平成18年11月、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの利用に関する親権者の意思を確実に確認することなどを内容とする自主的取組を強化するよう要請した。（第2-2- ）

【24時間いじめ相談ダイヤルの設置】 文部科学省

平成19年2月より、いじめ等子どもの悩みの相談に常時対応できるよう、「24時間いじめ相談ダイヤル」を実施。（第2-2- ）

【放課後や週末における子どもの居場所確保】 文部科学省

平成19年度より、放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」を実施。（第2-2- ）

【青少年による薬物乱用防止のための啓発活動】 厚生労働省

MDMAや大麻、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の乱用に対応するための重点的な啓発活動を実施した。（第2-2- ）

(3) 国境を越える脅威への対応

【海外諸国との刑事共助条約の締結】 警察庁・外務省

近年の国際犯罪の増加に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力の重要性が高まっていることを踏まえ、米国及び韓国との間で刑事共助条約を締結し

た。日米刑事共助条約は平成18年7月21日に、日韓刑事共助条約は平成19年1月26日に発効し、米国及び韓国との間でそれぞれの条約に基づく刑事共助が行われている。(第3-4-)

【刑事共助条約の締結に向けた交渉の推進】 警察庁・外務省

平成18年12月にロシアと、平成19年1月に中国との間で刑事共助条約の締結交渉を開始(第3-4-)

【出入国の公正な管理を図るための法整備の推進】 法務省

「平成18年5月17日、第164回通常国会において、出入国の公正な管理を図り、ひいては国民の生活と安全を守るため、

上陸審査時に外国人(特別永住者等を除く。)に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け(平成19年11月23日までに施行予定)

テロリストの入国時の規制を適切に行うための退去強制事由の整備等を行い(平成18年6月13日から施行)

本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付ける(平成19年2月1日から施行)

ことを内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立した。

(第3-2-)

【薬物・銃器等社会悪物品の輸入に対する罰則水準の引き上げ】 財務省

平成19年度関税改正において、社会・犯罪情勢の変化に対応するため、不正薬物・銃砲等の社会悪物品等の輸入してはならない貨物に係る罰則水準等を引き上げるための法改正を行い、平成19年6月1日から施行した。(第3-1-)

【外国から本邦に到着する積荷等に関する事項の事前報告制度の充実・義務化】 財務省

平成18年度関税改正において、外国から本邦に到着する積荷及び旅客等に関する事項の事前報告制度を義務化し、平成19年2月1日から施行した。さらに、平成19年度関税改正において、輸入混載貨物等について、より詳細な情報を事前に求めることができる制度を整備し、平成19年6月1日から施行した。(第3-1-)

【密輸取締強化のための大型監視艇の新規配備】 財務省

先島諸島における洋上取引や不開港等における密輸の取締強化を図るため、平成19年3月に大型監視艇を石垣島に配備した。(第3-1-)

【日中韓3か国関税局長・長官会議の開催】 財務省

平成19年4月、日中韓3か国間において、税関行政上の共通の課題である貿易円滑化、効果的な水際取締り、テロ対策、東アジア地域の税関分野における貢献等について議論するとともに、一層の協力関係を強化することで一致した。(第3-4-)

【日EC税関相互支援協定の仮署名】 財務省

日EC税関相互支援協定は、双方の税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、優良な事業者に対する税関手続の簡素化・調和化を含む貿易円滑化措置及び効果的な水際取締りを実現する観点から、情報交換を含む相互支援を行うための手続等を定めるものであり、平成19年6月5日に仮署名を行った。(第3-4-)

【来日外国人犯罪・人身取引等を防止するための査証審査の厳格化】 外務省

来日外国人犯罪対策及び人身取引等国際組織犯罪防止のため、平成18年2月より全ての日系人、同年3月より短期滞在を目的とするロシア人女性、同年5月より興行を目的とするインドネシア人女性、平成19年5月より短期滞在を目的とするインドネシア人女性等に対し、査証審査の厳格化を実施している。(第3-2-)

【IC旅券の発給の開始】 外務省

平成18年3月より、旅券の偽変造やなりすましによる不正使用の防止強化のため、名義人の顔の画像を記録したICAO(国際民間航空機関)標準に準拠したIC旅券の発給を開始した。(第3-2-)

【船舶に対する乗員・乗客名簿提出の義務付け】 海上保安庁

「テロの未然防止に関する行動計画」を受け、国際船舶・港湾保安法に基づき事前提出が義務づけられている船舶保安情報の通報項目に乗員・乗客名簿を追加する省令改正を行い、平成19年2月1日施行。(第3-1-)

【銃器事犯及び不法入国事犯に対する密輸・密航水際対策の徹底】 海上保安庁

長崎市長銃撃死亡事件を受け、平成19年4月、管区本部に対し、銃器水際対策の徹底を指示した。

また、青森県深浦港における北朝鮮人に係る亡命企図事案を受け、平成19年6月、管区本部に対し、日本海における監視・警戒態勢の強化及び海事関係者への通報要請の再徹底を指示した。(第3-1- 、第4-2-)

【希少野生動植物の保護のための広報啓発活動】 環境省

希少野生動植物の密輸入や違法取引を防止するため、随時、ペット業者等への実地調査等を行い、必要に応じて指導を行っている。また、平成19年5月には、希少野生動植物の輸出入の規制、国内での取扱い等について記載した普及啓発パンフレットを新たに作成し、配布している。(第3-1-)

(4) 組織犯罪等からの経済、社会の防護

【銃器犯罪対策に係る関係省庁間の連携の強化】 内閣府

平成19年5月から、市民生活の平穩に直接かつ重大な脅威となる銃器犯罪に対し、国民の安全と安心を守るために、関係省庁が緊密に連携し、更に一步踏み込んだ施策を取りまとめた。(第4-2-)

【銃器対策及び暴力団対策の徹底】 警察庁

平成19年4月、都道府県警察に対し「銃器対策及び暴力団対策の徹底について」(通達)を発出し、暴力団情報の収集の強化、銃器及び武器庫の摘発等の徹底を指示(第4-1-)

【犯罪収益対策の推進】 警察庁

平成19年4月、効果的な犯罪収益対策を推進するため、「犯罪収益対策推進要綱」を制定(第4-1-)

【ヤミ金融に対する罰則の強化】 金融庁

ヤミ金融に対する罰則を強化するため、年109.5%を上回る超高金利の貸付けに対する罰則を新設するとともに、無登録営業に対する罰則を懲役5年以下から10年以下へ引き上げること等、所要の措置を講ずる「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成18年12月20日に公布された。(第4-3-)

【海賊版対策事業の充実】 文部科学省

平成5年度より、二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、途上国対象の研修事業等を内容とする「海賊版対策事業」を実施しており、平成19年度では新たに、侵害発生国の税関職員等取締り機関職員を対象としたトレーニングセミナーを実施予

定。(第4 - 3 -)

【違法ドラッグ対策の強化】

平成19年4月に幻覚等の作用を有する31物質を指定薬物として指定するとともに、一定の用途に供する場合を除いては指定薬物の製造等を禁止する薬事法改正法を施行した。(第4 - 2 -)

【麻薬の新規指定】

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)として指定すべき候補とされたもののうち1物質について、科学的根拠に基づく依存性、精神毒性等が確認されたため、麻薬に指定した。(第4 - 2 -)

【悪質な訪問販売業者等に対する処分の強化】 経済産業省

経済産業省及び都道府県は、悪質な訪問販売等により消費者被害をもたらす事業者に対し、特定商取引法に基づく行政処分等を行い、平成18年度においては、経済産業省と都道府県の合計で84件(平成17年度は80件)の行政処分を行った。(第4 - 3 -)

【模倣品・海賊版対策の推進】 経済産業省

模倣品・海賊版対策の強化を要請するため、平成18年6月中国政府に対して「第4回知的財産保護官民合同訪中代表団」の派遣等を実施。(第4 - 3 -)

【産業廃棄物処理に係る電子マニフェストの普及促進】 環境省

産業廃棄物の不適正処理対策のため、IT技術を活用して産業廃棄物処理の流れの透明化を図る電子マニフェスト普及促進事業を実施している。また、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、産業廃棄物処理業優良化事業を実施している。(第4 - 3 -)

【全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定による監視・啓発活動】 環境省

不法投棄対策のため、全国の地方環境事務所を核として国と都道府県等との連携を強化している。また、「廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、本年の5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定して、国、自治体、市民等が連携して監視活動や啓発活動を一齐に実施した。(第4 - 3 -)

【密漁事犯の根絶】 <農林水産省>

密漁に対する罰則を強化するため、農林水産省令又は都道府県漁業調整規則に違反した無許可操業等に対する罰則の上限を、懲役3年、罰金200万円に大幅に引き上げること等所要の措置を講ずる「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、平成19年6月に公布された。(第4-3-)

(5) 治安回復のための基盤整備

【警察官の増員】 警察庁

地方警察官3,000人及び警察庁職員の増員を措置(第5-)

【捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)の導入】 警察庁

平成19年4月より、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)を導入(第5-)

【DNA型鑑定の更なる精度の向上】 警察庁

平成18年11月より、DNA型鑑定による個人識別精度を向上させ、犯罪捜査をより効果的に行うため、DNA型記録取扱規則を改正し、記録の対象とする座位を追加して17座位とし、DNA型記録検索システムの一層の活用を実施。(第5-)

【テロ・犯罪対策のための研究開発】 警察庁

平成19年4月、文部科学省及び警察庁により、テロ・犯罪対策のための研究開発及び幅広い研究開発の成果の積極的な活用を促進するための「テロ・犯罪対策のための研究開発推進会議」を設置(第5-)

【刑務所の過剰収容対策の推進】 法務省

本年6月現在、過剰収容対策の1つとして、PFI手法を活用して、新設刑務所4庁の整備・運営事業を進めている。その第1号となる「美祢社会復帰促進センター」は、本年4月から運営を開始しており、第3号の「喜連川社会復帰促進センター」及び第4号の「播磨社会復帰促進センター」は本年10月から運営を開始する予定。(第5-)

【更生保護の充実強化を図るための改革の推進】 法務省

「更生保護のあり方を考える有識者会議」の提言(平成18年6月)を受け、更生保護制度の充実・強化を図るため、法令の整備(平成19年6月、更生保護法成立)、運用

の改善及び組織・執務体制の強化等の改革（施策）を推進。（第5 - ）

【麻薬取締体制の強化】 厚生労働省

薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、情報収集体制の強化及び捜査企画体制の構築を図るため、麻薬取締官15人の増員を措置した。（第5 - ）

【海上保安庁職員の増員】 海上保安庁

平成19年度において、巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化、国際組織犯罪の取締体制の強化、対テロ・危機管理体制の強化等を図るため現場要員を中心に278名の増員を措置した。（第5 - ）

【海上保安体制の整備】 海上保安庁

平成19年度において、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の代替整備のため、巡視船艇27隻（うち継続15隻）、航空機12機（うち継続10機）の予算を措置した。引き続き速力、夜間監視能力等を強化し高性能化を図った巡視船艇・航空機への代替整備に努める。（第5 - ）